

情報漏えいに対する脅威が高まる中、政府部内や外国との間で情報共有を推進し、国及び国民の安全の確保を図るためには、政府が保有する重要な情報を保護する制度の整備が不可欠

本法案の概要

我が国の安全保障に関する一定の事項のうち特に秘匿を要するものを特定秘密として保護するため、行政機関における特定秘密の指定、特定秘密の取扱いの業務を行う者に対する適性評価の実施等の特定秘密の管理に関する措置、特定秘密の漏えい等に対する罰則等について定める

特定秘密の管理に関する措置

特定秘密の指定

- 行政機関の長は、別表に該当する事項(公になっていないものに限る。)であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定
- 別表には、①防衛に関する事項、②外交に関する事項、③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項、④テロ活動防止に関する事項を具体的に限定列挙
- 行政機関の長は、特定秘密の有効期間(上限5年で更新可能)を定め、有効期間満了前においても、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除

適性評価の実施

- 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた職員等※1に限定
- 適性評価は、職員等の同意を得て、次に掲げる事項について、行政機関等※2の長が実施
 - ① テロ活動等との関係 ② 犯罪・懲戒の経歴 ③ 情報の取扱いについての非違歴
 - ④ 薬物の濫用・影響 ⑤ 精神疾患 ⑥ 飲酒についての節度 ⑦ 経済的な状況
- 必要な範囲内で、職員等とその関係者に質問・公務所又は公私の団体に照会
- 適性評価の実施に当たって取得する個人情報等の目的外での利用及び提供を原則禁止

特定秘密の提供

- 行政機関の長は、安全保障上の必要により他の行政機関に特定秘密を提供
- 行政機関の長は、安全保障上の特段の必要により契約業者に特定秘密を提供
- このほか、公益上特に必要がある場合であって、特定秘密の保護に必要な措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときには、特定秘密の提供が可能

特定秘密の漏えい等に対する罰則

- 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰
 - ・ 特定秘密を取り扱うことを業務とする者(懲役10年以下)
 - ・ 公益上の必要により特定秘密の提供を受け、これを知得した者(懲役5年以下)
- 特定秘密の次に掲げる取得行為を処罰(懲役10年以下)
 - ① 人を欺き、人に暴行を加え、又は脅迫する行為 ② 財物の窃取 ③ 施設への侵入
 - ④ 不正アクセス行為 ⑤ ②～④以外の特定秘密の保有者の管理を侵害する行為
- 上記の漏えい(故意に限る。)と取得行為の未遂、共謀、教唆、煽動を処罰

その他

- 本法を拡張解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害することがあってはならない旨規定